手　数　料　納　付　書

自動車登録番号又は車台番号		所有者又は使用者の氏名又は名称		フリガナ 申請人（請求者）又は申請代理人の氏名	連絡先：

赤枠部分を記入

□ 新規登録・新規検査		□ 変更登録 □ 自動車検査証記入（構造等変更検査）	□ 移転登録	□ 一時抹消登録	□ 一時抹消登録後の届出	□ 自動車検査証返納証明書	□ 登録事項等証明書 □ 検査記録事項等証明書
型式指定車	**型式指定車以外**						
① 譲渡証明書 完成検査終了証 （電子情報） ② 印鑑証明書 ③ 委任状 ④ 保管場所証明書 （適用地域） ⑤ 自賠責保険証明書 ⑥ その他 登録手数料 ＿＿＿円 検査手数料 ＿＿＿円 審査手数料 ＿＿＿円	① 譲渡証明書 ② 登録識別情報等通知書 （一時抹消登録証明書） ③ 保安基準適合証 ③ 限定自動車検査証 ③ 限定保安基準適合証 ③ 自動車検査票 ③ 自動車予備検査証 ④ 印鑑証明書 ⑤ 委任状 ⑥ 保管場所証明書 （適用地域） ⑦ 自賠責保険証明書 ⑧ その他 登録手数料 ＿＿＿円 検査手数料 ＿＿＿円 審査手数料 ＿＿＿円	① 原因を証する書面 ② 委任状 ③ 保管場所証明書 （適用地域） ④ その他 ⑤ 自動車検査証 ⑤ 限定自動車検査証 登録手数料 ＿＿＿円 検査手数料 ＿＿＿円 審査手数料 ＿＿＿円 **□ 更正登録** ① 原因を証する書面 ② 委任状 ③ 自動車検査証	① 譲渡証明書 ② 印鑑証明書 新・旧所有者 ③ 委任状 ④ 保管場所証明書 （適用地域） ⑤ その他 ⑥ 自動車検査証 登録手数料 ＿＿＿円 **□ 番号変更** ① 委任状 ② 自動車検査証 **□ 輸出抹消仮登録** ① 印鑑証明書 ② 委任状 ③ その他 ④ 自動車検査証 登録手数料 ＿＿＿円 **自動車損害賠償責任保険証明書** □ 提示	① 印鑑証明書 ② 委任状 ③ その他 ④ 自動車検査証 登録手数料 ＿＿＿円 **□ 永久抹消登録** ① 印鑑証明書 ② 委任状 ③ その他 ④ 自動車検査証 ※重量税還付を伴う場合 ①還付申請の委任状 ※受領権限を委任する場合 ①受領権限の委任状 **□ 所有者変更記録** ① 原因を証する書面 ② 登録識別情報等通知書 （一時抹消登録証明書） ③ 委任状 ④ その他	**□ 解体の届出** **□ 滅失・用途廃止** **□ 輸出予定届出** ① 登録識別情報等通知書 （一時抹消登録証明書） ② 委任状 ③ その他 手数料 ＿＿＿円 ※重量税還付を伴う場合 ①還付申請の委任状 ※受領権限を委任する場合 ①受領権限の委任状 **□ 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納届出** ① 輸出抹消仮登録証明書 ① 輸出予定届出証明書 ② 委任状 手数料 ＿＿＿円	① 自動車検査証 ② 委任状 手数料 ＿＿＿円 **□ 自動車検査証再交付** **□ 検査標章再交付** **□ 限定自動車検査証再交付** ① 紛失の理由書 （自動車検査証の紛失等の場合） ② 自動車検査証 （検査票章再交付の場合） ③ 委任状 手数料 ＿＿＿円 **□ 予備検査** ① 自動車検査票 ① 保安基準適合証 ① 限定保安基準適合証 ① 限定自動車検査証 検査手数料 ＿＿＿円 審査手数料 ＿＿＿円	□ 運転免許証 □ 健康保険証 □ 住民基本台帳カード □ マイナンバーカード □ その他 （ ） 合計 ＿＿＿両 手数料 ＿＿＿円

印紙貼付欄	証紙貼付欄	申請書				自動車重量税還付不要	調査結果通知書（事前確認）	調査依頼書（審査時）
国土交通省 登録手数料　検査手数料 印紙を貼付	独立行政法人 自動車技術総合機構 審査手数料	第1号様式		第10号様式		申請人又は申請代理人の署名又は押印 ※永久抹消登録、解体届出時に自動車重量税還付が不要である場合	運輸支局長殿 自動車検査登録事務所長殿 □ 疑義なし □ 疑義あり　□ 調査保留	独立行政法人自動車技術総合機構 検査部長殿 **調査結果通知書** 運輸支局長殿 自動車検査登録事務所長殿 □ 疑義なし □ 疑義あり　□ 調査保留
		第2号様式		第　号様式				
		第3号様式		第　号様式				
		第3号様式の2		第　号様式				
		第3号様式の3		第　号様式				

経由印	受付印	登録番号標等返納確認印	調査結果確認印

使用の本拠の位置（営業車の場合）	（市・町・村）	（使用者住所に同じ）
新番号標の区分	一般　・　字光式	

※調査の結果、疑義あり又は調査保留の場合は調査結果通知書を添付する。

備考
（1） 申請の種別に応じて当該箇所をマークしてください。
（2） 新規登録、新規検査及び予備検査の申請に使用する場合は、車台番号を記入してください。
（3） 登録（検査記録）事項等証明書の交付を請求する場合において、請求に係る自動車が3両以上の場合、その自動車登録番号（車両番号）を登録事項等証明書等欄に記載してください。
（4） 各欄に掲げる書面のうち同一の数字で示されたものについては、いずれか2つ又はその内の組み合わせが提出・提示書類として必要であることを示します。
（5） 各欄に掲げる書面の他、必要に応じて書面を求める場合があります。